

# トランスナショナルな移動権と在日コリアンの「国籍」

— 朝鮮学校卒業生を対象とした調査から —

ハン・トンヒョン（韓東賢）<sup>1</sup>

（日本映画大学 准教授）

〔要旨〕本論の目的は、日本の在留管理制度上、朝鮮籍というステータスにある在日コリアンに着目し、「トランスナショナルな移動権」という視角から、かれらの『『国籍選択／非選択』の動機』を検討することだ。事実上の無国籍状態である朝鮮籍の在日コリアンにとって、海外渡航は大きな困難をとまなう。こうしたなか、とくに2000年代に増加したとされる朝鮮籍在日コリアンによる韓国国籍取得の主な動機は、俗に言われているような思想信条やアイデンティティの問題ではなく、移動、しかもルーツのある韓国以上に第3国への移動を求めているものだったのではないかというのが本論の仮説だ。これを検証するため、日本社会でグローバルな移動が一般化し始めた1980年代以降、朝鮮籍から韓国国籍に「変更」した者にアプローチするため、在日コリアンのなかで朝鮮籍を有していた／いる者の比率が高い集団であると思われる朝鮮学校卒業生を対象に、質問紙による量的調査を実施した。

今回の調査によって、在日コリアンの間で朝鮮籍から韓国国籍への「変更」は一般化された出来事であり、「変更」が集中したのが2000年代であったという事実を確認することができた。また若干の世代差はあるものの、その主な理由は日本国外への渡航であり、またその主な目的は観光、さらにその主な行先は韓国よりも第3国であることがわかった。このように「国籍」変更（韓国国籍取得）の理由は、一般的に言われているような思想信条やアイデンティティの問題ではなく、よりプラグマティックな移動の自由と関係していた。また今回の調査からは、プラグマティックな動機で道具的に「国籍」を扱いつつも、自らの出自とコミュニティを重視する朝鮮学校卒業生た

---

1 han@eiga.ac.jp

ちのアイデンティティのあり方の一端も浮かびあがった。さらにその「国籍選択／非選択」のあり方からは、「権利・義務」というシティズンシップの実質的側面の核はトランスナショナルな移動権であり、近年その揺らぎや相対化が議論されている「国籍」というシティズンシップの形式的側面と、いまだ不可分であるということが明らかになった。

[キーワード] トランスナショナル、移動、国籍、シティズンシップ、在日コリアン、朝鮮籍、朝鮮学校

## 1. はじめに

本論の目的は、日本の在留管理制度上、朝鮮籍というステータスにある在日コリアンに着目し、「トランスナショナルな移動権」という視角から、これらの「『国籍選択／非選択』の動機」を検討することだ。

後述するが、ネイションステイトの「シティズンシップという制度」には、「権利・義務」という実質的側面と「国籍」という形式的側面があり、1990年代以降、盛んになったシティズンシップ研究においては、前者と後者の間の揺らぎや相対化が議論されるようになってきている。これに対し、事実上の無国籍状態であることからトランスナショナルな移動が困難な朝鮮籍在日コリアンと「国籍」の関係を通じて、前者の核がトランスナショナルな移動権であり、前者と後者がいまだ不可分であることを明らかにしたい。

朝鮮籍在日コリアンは大規模なデータを取るものが困難な対象であり、その「国籍選択／非選択」はデリケートな問題でアプローチが容易ではない事例である。このような対象、事例に対して量的調査を試みることで、ネイションステイトの枠組とシティズンシップの関係をとらえ直し、シティズンシップ研究および在日コリアン研究に対して新たな知見を与えることができるのではないかと考える。

以下、2章で先行研究と問題意識、3章では調査の前提と概要を示し、4章で調査結果を明らかにしたうえで、5章で分析と議論について述べる。

## 2. 先行研究と問い

### 2.1. シティズンシップ論と移動権

フランス革命以降、ネイションステイトにおいてシティズンシップは事実上「国民であること」を意味するようになり、国家と国民とを結びつける

制度となっている。こうした認識を踏まえて、「中身」としての「権利・義務」という実質的側面と、「資格」としての「国籍」という形式的側面が一致したものが「国民的シティズンシップ」だと定義したブルーベイカーは、「国民」を「非-国民」から区別するシティズンシップの形式的側面に注目し、「包摂の道具であるとともに排除の道具でもある」と強調した<sup>2</sup>。シティズンシップと国籍をめぐる、本論ではこの整理に沿って議論を進めていきたい。

ブルーベイカーも含め、シティズンシップ研究が盛んになったのは1990年代に入ってからだと言えよう。これらに共通するのは、移民というかたちで国境を超えるトランスナショナルな移動が増加する状況のもと、前述したような意味での「国民的シティズンシップ」が変容し始めたという認識だ。

「移動してきた境界的な存在」の、現在の居住国領域内における安全についての諸権利がシティズンシップという概念で問題化され<sup>3</sup>、欧州の先進国を中心に、このような意味での実質的シティズンシップが脱国民化していく動きも見られたことから、シティズンシップの相対化、つまり権利というシティズンシップの実質的側面と、国籍というその形式的側面の間の揺らぎ、ひいてはネイションステイトの退潮を指摘する議論も盛んになった<sup>4</sup>。ハンマーの「3ゲートモデル」は、国民と外国人という二項対立ではなく、国籍というシティズンシップの形式的側面としての国籍を保有することなくその実質的側面としての諸権利を付与された中間的存在としての「永住市民＝デニズン」という概念を打ち出した<sup>5</sup>。

---

2 Brubaker, Rogers, 1992, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Cambridge, MA : Harvard University Press. (= 2005, 佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較歴史社会学』明石書店。)

3 Marshall, T.H. and Bottomore, Tom, 1992, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press. (= 1993, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級——近現代を総括するマニフェスト』法律文化社。)

4 Joppke, Christain, 2010, *Citizenship and Immigration*, Cambridge: Polity Press. (= 2013, 遠藤乾他訳『軽いシティズンシップ：市民、外国人、リベラリズムのゆくえ』岩波書店。) など。

5 Hammar, Tomas, 1994, *Democracy and the Nation State (Research in Ethnic Relations Series)*, Routledge. (=1999, 近藤敦訳『永住市民と国民国家——定住外

このように1990年代以降、移民の受け入れや統合を念頭に盛んになったシティズンシップ論において、トランスナショナルな移動を権利とみなし、問題にすることはない。これらの議論における「権利」は、定住を前提に、一主権国家の領域内における安全にかかわるものであり、「移動」はすでに終わったものというのが自明の前提だった。とはいえ、当然のことだが移民も（再）移動するし、安全な生活さらにはよりよい生活のための移動の重要性は決定的に高まっている<sup>6</sup>。そして現状、国境を越える移動の安全は、原則として国籍国が発給するパスポートによってのみ担保される。

トーピーは、パスポートについて①近代国民国家による合法的な移動手段の排他的な独占のあらわれであり、②他国の領域にいるパスポートの所持者に対して発行国が援助や救援を行うという保証だと指摘した。つまり、ネイションステイトにおけるシティズンシップという制度のもと、国境を超えるトランスナショナルな移動の自由と引き換えに、国民として共同体に帰属し、そのことによって国家から保護を受けるようにするのがパスポートなのだ<sup>7</sup>。

この指摘で明らかのように、ブルーベイカーがシティズンシップの「内部包摂性」を支えるとした実質的諸権利のなかでも、トランスナショナルな移動権はシティズンシップの「外部排他性」を支えており、シティズンシップの脱国民化が議論されたところで、トランスナショナルな移動権は、いまだ強固なネイションステイトの枠組を象徴する特権的な地位にある。そう考えると、国籍というメンバーシップによって与えられるシティズンシップの核は、トランスナショナルな移動権だと言っていいのではないだろうか。このように、トランスナショナルな移動権という視角から見ると、「国民的シティズンシップ」に揺らぎはない。

## 2.2. 日本の文脈

前述したように、1990年代以降、盛んになったシティズンシップ研究の多くはトランスナショナルな移動をすでに終わったこととしてとらえ、定住

---

国人の政治参加』明石書店。)

6 柄谷利恵子、2016『移動と生存——国境を越える人々の政治学』岩波書店。

7 Torpey, John, 2000, *The Invention of Passport : Surveillance, Citizenship and the State*, Cambridge : Cambridge University Press. (= 2008, 藤川隆男監訳『パスポートの発明——監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局。)

を前提に、「移動してきた境界の存在」の居住における安全という意味での権利を問題化した。その射程は一主権国家の領域内であり、こうした議論が盛んだったヨーロッパの先進諸国の多くは出生地主義の国籍法を持つため、移民二世以降において、シティズンシップの実質的側面（権利）と形式的側面（国籍）の間に矛盾が起きにくい。だが血統主義の国籍法を持ち、「移動してきた境界の存在」が世代を重ねても「非－国民」であり続ける日本では、シティズンシップの実質的側面と形式的側面の矛盾が表面化し続ける。

柏崎<sup>8</sup>によれば、日本におけるシティズンシップ論は事実上、在日コリアンを主とする旧植民地出身者の法的地位をめぐる展開された。そこでは帰化モデルよりもデニズンシップ・モデルが選好され、1980年代の国籍条項の撤廃など、「シティズンシップの相対化」が制度化された。在日コリアンの場合、マジョリティである日本人との間で身体的特徴の違いがほとんどないことも国籍の意味づけに影響したとされる。外国籍のままであることが民族的アイデンティティを維持するうえでの数少ない徴表とされたのだ。

柏崎はさらに以下のように指摘する。

ハンマーが投げかける問いに立ち返るならば、デニズン（永住市民）は政治的権利を含む完全なシティズンシップを享有するには至らないため、デニズンシップ・モデルだけでは、民主主義との齟齬が解消されない。それゆえ、比較移民政策研究においては、移民を国民へと包摂することが望ましいという認識がおおむね共有されている。しかし、日本におけるシティズンシップの議論においては、帰化モデルの「望ましさ」が自明とみなされていない。「国民」の概念と民族的な「日本人」との結びつきが強いことから、民族的・文化的背景の異なる移民とその子孫を含めた「国民」による民主主義を構想しにくいこともその一因であろう<sup>9</sup>。

この指摘自体はおおむね妥当だろう。ただし「移民を国民へと包摂」と

8 柏崎千佳子、2019「シティズンシップの相対化と日本の外国人・移民統合政策」『共生社会の再構築 I シティズンシップをめぐる包摂と分断』法律文化社、pp.159-170.

9 柏崎、前掲論文、p.170.

いっても、日本のような血統主義の国籍法のもとで、しかも届け出制ではなく許可制の「帰化」によって経験する「国民化」と、欧米先進国のような出生地主義の国籍法のもとで移民二世以降の世代が経験する「国民化」の意味合いは大きく異なる。またさしあたり在日コリアンに限って当事者のニーズとして考えた場合、もちろん政治的権利も重要だが、それ以前の、たとえば本論の主題である国際的な移動の権利や、また条件によっては在日コリアンも対象となりうる方向に強化されている大韓民国（以下、韓国）の兵役義務<sup>10</sup>をめぐって、つまり「権利・義務」というシティズンシップの実質的側面と、「国籍」というその形式的側面が分かちがたく固く結びついたところで、より生存にかかわる実質的なコンフリクトが生じているという現状がある。

一方、柏崎が「シティズンシップの相対化」の制度化と指摘したように、韓国国籍者には1965年に「協定永住」、朝鮮籍者にも82年に「特例永住」資格が付与されるようになり（91年に「特別永住」に一本化）、難民条約加入にともない80年代から様々な社会保障制度の国籍条項が撤廃され、いわばハンマーのいうデニズンシップを手にしたことで、在日コリアン研究も、地方参政権や公務員就任権といったさらなる実質的なシティズンシップとしての政治的な権利獲得への課題や、三世、四世と世代を重ねていくなかでさらに変容するエスニック・アイデンティティの探求に向かっていった。近

---

10 民団大阪「在日韓国人の兵役に関するQ&A」によると、日本で生まれ本人と両親が特別永住者または永住者の資格を持つ在日韓国人の場合、申請により「在外国民二世」と認定されれば兵役は免除される。だが近年、締め付けが強まっており、17歳以前に韓国国内で通算3年以上、学校に通っていたり、7～17歳の間、1年間で通算90日を越えて韓国国内に滞在した場合は、「在外国民二世」と認定されない。また1994年1月1日以後の出生者が、①18歳になる1月1日から通算3年を越えて韓国に滞在したり、②父または母が韓国に永久帰国申請した場合（それ以前の出生者の場合、①②が2018年5月29日以後となる）、「在外国民二世」の地位は失われる。ただし、25歳になる1月15日までに居住地の公館で「国外旅行許可」の申請をすれば免除が維持できるが、韓国国内就業などの営利活動を行ったり本人が永久帰国した場合、兵役義務が生じる（2022年3月14日取得、[http://mindan-osaka.org/kccbbs/kannews\\_viewbody.php?page=2&number=1016&keyfield=&key](http://mindan-osaka.org/kccbbs/kannews_viewbody.php?page=2&number=1016&keyfield=&key)）。

年ではバックラッシュによって再可視化されたあからさまに排外主義的な差別状況への対応といった新たな課題への取り組みもあるが、特別永住資格によってデニズンの居住の安全が担保されたことで、シティズンシップの課題はおおむね解決したというのがいわば自明の前提になっている。

このような状況のもと、在日コリアン研究における「国籍」、つまり形式的シティズンシップは、アイデンティティの源やルーツの証、政治的スタンスの表明として象徴的に扱われ、実質的なシティズンシップと結びついた「権利」の問題として扱われることはそう多くない<sup>11</sup>。だが実際は、安定した在留資格を持ち国内での安全な居住は確保しつつも、グローバル化の時代、国境を越えるトランスナショナルな移動に際して「国籍」の壁にぶつかる在日コリアンは少なくない。移動を権利だとみなすならば、これはやはり、「権利」というシティズンシップの実質的側面と、「国籍」というその形式的側面の不可分さによるコンフリクトだと言えるだろう。

以上をふまえて本論では、「移動してきた境界的存在」の国境を越える（再）移動を等閑視せず、シティズンシップとかかわる権利の問題とみなすため、「トランスナショナルな移動権」という視角から、事例を検討していく<sup>12</sup>。

### 2.3. 問題意識と仮説

本論の問題意識は、在日コリアンをはじめとする「移動してきた境界的存在」にとってのトランスナショナルな移動権が、現在の国籍制度にどのよう

---

11 前述した柏崎の引用にあるように「日本におけるシティズンシップの議論においては、帰化モデルの『望ましさ』が自明とみなされていない」ものの、2000年代に入り、在日コリアンの「権利としての日本国籍」を求める議論や運動も登場した（佐々木てる、2014「在日コリアンとシティズンシップ——権利と国籍を中心に」『移民政策研究』第6号、pp.44-57.）。

12 たとえば世界人権宣言第13条2は、「すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する」と規定している（外務省公式ウェブサイト「世界人権宣言（仮訳版）」（2022年3月14日取得、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b\\_001.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html)）。世界人権宣言は、人権と自由を尊重し保障するためにすべての国、すべての人々が目指すべきとされる共通基準だが、「移動してきた境界的存在」はそこから排除されがちな存在だと言えよう。

に位置づけられているのかを探ることで、トランスナショナルな移動の時代におけるネイションステイトの枠組とシティズンシップの関係をとらえ直したいというものだ。

トランスナショナルな移動権という側面から国籍とシティズンシップについて検討するため、在日コリアンの「国籍選択／非選択」、なかでも韓国国籍やその他の国籍を取得した元朝鮮籍の在日コリアンの「国籍選択」に焦点を当て、その動機を量的調査によるデータで明らかにする。(元)朝鮮籍在日コリアンについて、質的なインタビュー調査を通じてそのナショナル／エスニックなアイデンティティを問う研究は少なくないが、本論のような問題意識と方法論によるものはこれまでなかったのではないだろうか。

日本の朝鮮植民地支配によって日本国籍を保有していた在日コリアンは1945年の日本敗戦後、1947年の外国人登録令施行に際して登録の対象となった。その「国籍」欄には植民地時代の朝鮮戸籍を受け継ぐかたちで、出身地域である朝鮮半島を表すものとして「朝鮮」と記載された(朝鮮半島に国家が成立するのは1948年になってからだ)。その後、サンフランシスコ講和条約発効にともなう日本政府の一方的通達による1952年の日本国籍喪失を経て、「朝鮮」からの書き換えが可能になった「韓国」表記は、1965年の日韓国交正常化によって事実上、韓国の国籍を示すものになっていった。だが「朝鮮」と表記されたそれはあくまでも日本の在留管理上における記号にすぎず、日本国内でしか効力を持たない無国籍同然のステイタスだ<sup>13</sup>。

---

13 このような経緯を持つ特殊なカテゴリーであるため、法的な解釈や議論も様々だ。高は、「在日朝鮮人、とくに朝鮮籍者の場合、国籍を得る上で当該国を選択せざるを得ないという、ある種の自己決定が必要になる」が、「そのいかなる選択もしない場合、その所属が外国人の法的地位としての特別永住者であること以外にないことを意味する」とし、こうした点から、「朝鮮籍とは事実上の無国籍であると主張されることもある」とする一方で、韓国での訴訟において裁判官による個別意見として出された「国籍未確認」であるという説明に説得力があるように思うと指摘。そしてこの「国籍未確認」について、「国家承継の狭間で、国籍選択権が与えられず国籍を喪失したが、国際法上の国籍を与えうる国家が常居国以外で複数にわたり、生来的な取得にもかわからず、いずれの国家からも国籍の承認を受けていない状態」とさしあたり定義している(高希麗, 2021「朝鮮籍在日朝鮮人の『国籍』とは?」李里花編著『朝鮮籍とは何か——トランスナショナルの視

そのため朝鮮籍の在日コリアンは、改めてどこかの国籍を取得しない限り、日本はもちろんいづれのネーションステイトからも身分保証を受けにくく、海外渡航に大変な困難を要するのが現状である。このように朝鮮籍在日コリアンは、本論で明らかにすべき矛盾と実質的不利益を象徴的に体現する存在と言えよう。

法務省発表の在留外国人統計によれば2020年末現在、在留管理制度上の国籍・地域欄が「韓国」と表記されている者は42万6,908人であり、「朝鮮」は2万7,214人だ。歴史的経緯によってそれまで合算されていた両者が分離集計されるようになった2012年末現在の統計において「朝鮮」は4万617人だったので、この8年間で約3分の2に激減したことになる。これは主に高齢の一世の減少が影響していると推測されるが、一貫して減り続けているのは事実だ。

このような朝鮮籍在日コリアンの減少は、東西冷戦の崩壊と朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）・在日本朝鮮人総連合会（以下、朝鮮総連）の影響力低下を示す政治的な問題として語られがちだ。だが個々の当事者からするとそれは、生活上の営為とかかわるより現実的な問題なのではないか。在日コリアンの「国籍選択／非選択」において南北朝鮮、日本という3か国にまたがる地政学的な要因は大きく、それはもちろん思想信条やアイデンティティともかかわるだろうが、実はそれ以上に、国境を越える移動の自由という具体的なニーズと直結しているのではないか。以上が、ひとりの当事者でもある筆者の仮説だ。

本論では、質問紙による量的調査によってこの仮説を検証することで、在日コリアンにおけるトランスナショナルな移動権と「国籍」の関係を明らかにしていく。

### 3. 調査の概要

#### 3.1. 前提

前述したように、1952年の日本国籍喪失により、在日コリアンは「外国人」として出入国管理、在留管理の対象になるが『国籍』を保有していない」という状態となった。在留資格などの法的地位によって実質的シティズン

---

点から』明石書店, pp.16-38.)。

シップを管理するのは居住国で、形式的なシティズンシップとセットになっている国際移動を管理するのは国籍国だ。つまり、トランスナショナルな移動権から見ると、在日コリアンはその管理・規制の主体、要はパスポートを発給してくれる国家を失ったことになる。こうしてかれらは日本国籍喪失によって、国籍条項による社会保障の権利だけではなくトランスナショナルな移動権も失ったのだ。

そして1965年の日韓基本条約後、韓国国籍を持つ在日コリアンのトランスナショナルな移動権を管理する主体は韓国政府となった<sup>14</sup>。残された朝鮮籍在日コリアンは、いずれのネイションステイトからも身分保証を受けにくく、海外渡航に大きな困難を抱える存在となった。とくに韓国政府は、韓国国籍を取得しないかれらを事実上、北朝鮮に帰属する者だとして敵視し、長らく入国を認めなかった<sup>15</sup>。また日本政府も再入国許可制度を恣意的に運用することで、朝鮮籍在日コリアンの出国を事実上妨げてきた<sup>16</sup>。なお朝鮮籍・韓国国籍を問わず、在日コリアンは朝鮮総連を通じて北朝鮮のパスポートを取得することが可能だが<sup>17</sup>、日本政府はこれを有効な旅券として認めていない。

### 3.2. 仮説

朝鮮籍在日コリアンに関する研究の主流は、そのナショナル、エスニックなアイデンティティや東西冷戦・南北分断下における歴史的、政治的、制度的な状況について問うものだった。移動については、主に韓国において、か

---

14 それ以前から在外国民登録をした者にはパスポートが発給されており、1952年の「黙示の国家承認」によって日本政府もそれを有効な旅券として認めていた(金英達, 1992『日朝国交樹立と在日朝鮮人の国籍』明石書店)。

15 韓国政府の朝鮮籍在日コリアンに対する処遇については、金雄基, 2021「韓国入国問題を通して見る朝鮮籍者の政治的多様性の看過」(李里花編著『朝鮮籍とは何か——トランスナショナルの視点から』明石書店, pp.110-145.)を参照。

16 日本政府が朝鮮籍在日コリアンに対して再入国許可制度を差別的に運用している近年の事例については、ハン・トンヒョン, 2021「日本政府による『朝鮮』籍コリアンの排除——2000年代のバックラッシュのなかで」(前掲書, pp.85-100.)を参照。

17 在日本朝鮮人人権協会によると、これが可能になったのは1988年9月から。

これらのルーツの地である韓国への移動に着目した研究が散見される<sup>18</sup>。だが、とくにグローバル化が進む近年、現実を生きる朝鮮籍在日コリアンにとって、ルーツの確認やアイデンティティのありかとして歴史的文化的なつながりのある朝鮮半島への移動以上に、生活上、重要なニーズとなっているのは第3国への移動であるように見える。

もちろん、かつてはそうでなかった時代もあっただろう。日本でも国際的な移動が一般化し始める以前の1970年代頃まで、まだ一世も多かった在日コリアンにとって国境を越える移動のニーズは主に「本国」へのものだった。それは人的なつながりによる現実的なものであると同時に、政治やアイデンティティの問題とも直結していた。だからこそ東西冷戦下の南北朝鮮の体制競争としての在日コリアン獲得競争のもと、朝鮮総連は1950～70年代、北朝鮮への「帰国」運動や自由往来を求める運動を、在日本大韓国民団（以下、韓国民団。1994年までは在日本大韓民国居留民団）は1975年から朝鮮総連系在日コリアンの切り崩しとして韓国への墓参団事業を展開した<sup>19</sup>。

ただやはり、人々にとって大きかったのは日々の生活だったと言えるのではないだろうか。1965年の日韓国交正常化にともなう法的地位協定によって、韓国国籍を取得した在日コリアンは永住資格を申請できるようになり、これを許可された「協定永住」者については退去強制の要件も緩和されることになった。申請期間（66～71年）に35万人以上が申請し、朝鮮籍と韓国国籍の比率は逆転した。これはもちろん、それまで劣勢だった韓国政府と韓国民団が日本政府を後ろ盾に推進した在日コリアン獲得キャンペーンの

---

18 なかでも韓は、「韓国における民主化と在外同胞政策、日本における韓流、日韓関係の変化などによって、1990年代以降、在日朝鮮人の韓国・韓国人との接点は増大している。特別永住権の付与と再入国制度の整備などによる在日朝鮮人の地位の安定化も、彼らの国境を越えた移動にポジティブな役割を果たした」として、こうした「新しい流れ」のなかで生まれた「在韓在日コリアン」に着目し、とくに韓国移住前に「国籍変更」を行った事例における「国籍」の意味を検討しており、後述する本論の分析との関連からも大変興味深い（韓榮恵、2011「在韓在日朝鮮人：本国との新しい関係——“朝鮮”から“韓国”に“国籍変更”した在日3世を中心に」『移民政策研究』第3号、pp.123-139.）。

19 かつての渡日にかかわるアクセスの問題から、在日コリアンの90%以上は現在の韓国に位置する朝鮮半島南部地域にルーツを持つ。

「成果」でもあるが、「協定永住」という安定した在留資格が、最大のインセンティブになったのは間違いないだろう<sup>20</sup>。

その後、1982年から朝鮮籍の在日コリアンにも永住資格が付与されるようになった。この「特例永住」が生まれたことによって、韓国国籍を取得する主な動機は、安定した在留資格からトランスナショナルな移動の自由になっていったのではないか。さらに2000年代に入り、韓国政府が臨時パスポートとも呼ばれる「旅行証明書」を発給することで朝鮮籍者の韓国入国が比較的容易になると、かつては韓国だったトランスナショナルな移動先のニーズも、徐々に第3国へと変化していったのではないだろうか。

つまり、とくに2000年代に増加したとされる朝鮮籍在日コリアンによる韓国国籍取得の動機は、第3国への移動を求めているものなのではないか、というのが、今回の調査における仮説である。

なお本来、日本の在留管理制度における国籍・地域欄の表記を「朝鮮」から「韓国」に変更することと、事実上の無国籍（様々な議論があるが、高<sup>21</sup>にならえば「国籍未確認」状態）である朝鮮籍の者が韓国国籍を取得することは別の問題であるが、1965年の日韓基本条約後、韓国の在外国民登録による韓国国籍の取得と日本の制度における表記の変更は基本的にセットで、つまり「韓国」表記が事実上の韓国国籍者であることを意味するようになったことから、調査上の便宜もあり、「朝鮮籍から韓国国籍への変更」「『国籍』の変更」という表現もまじえつつ、以下、記述を進めていく。

### 3.3. 調査方法と対象

日本社会でグローバルな移動が一般化し始めた1980年代以降、朝鮮籍から韓国国籍に変更した者にアプローチするため、在日コリアンのなかで朝

---

20 Brubaker, Rogers, 2011, “Transborder Membership Politics in Germany and Korea,” *European Journal of Sociology* 52(1)(2011):21-75(co-authored with Jaeun Kim) (= 2016, 「第4章 ドイツと朝鮮における越境的メンバーシップの政治——国境外の民族同胞問題の再構成」佐藤成基・高橋誠一・岩城邦義・吉田公記編訳『グローバル化する世界と「帰属の政治」——移民・シティズンシップ・国民国家』明石書店, pp.117-199.), 조경희, 2015 「한일협정 이후 제일 조선인의 국적과 분단정치」『역사문제연구』 제 34 호, pp.11-40.

21 高, 2021, 前掲論文。

鮮籍を有していた／いる者の比率が高い集団であると思われる朝鮮学校卒業生<sup>22</sup>を対象に、量的調査を実施した。

調査期間は2020年8月10日～9月4日、方法としてはGoogleフォームを利用したウェブ上の「質問紙」調査となる。自らも朝鮮学校卒業生である筆者のネットワークを使って協力者を確保し、複数の同級生LINEグループなどを通じて配布、実施したが、世代間比較のため、28～32歳、51～53歳の2つのグループにアプローチした。便宜上、それぞれ「若年」、「中年」と名づけた。

調査票のリンクは「若年」194人、「中年」383人に配布した。配布方法上、おそらく「若年」で10人以下、「中年」では50～60人ほどの配布の重複が生じたと推測され、回答の重複を避けるため、複数の調査票リンクを受け取った場合は1通のみに回答するよう説明した。回答者は「若年」89人、

表1 対象者・回答者の内訳と合計

世代別グループ	年齢	配布数	回答者
①「若年」	28～32歳	194人（おそらく重複10人以下?）	89人
②「中年」	51～53歳	383人（おそらく重複50～60人?）	88人
合計	-	577人	177人

22 朝鮮学校は、1945年の日本敗戦、朝鮮解放直後に生まれた寺子屋式の国語教習所を出発点に、当時の在日本朝鮮人連盟のもとで学校として整備され全国規模に拡大したが、1948年にGHQと日本政府によって非合法化された後、1955年以降、朝鮮総連のもとで北朝鮮の支援も受けながら再建され、発展してきたという歴史を持つ。文科省によると、2020年5月現在、各種学校の認可を受けている外国人学校128校のうち64校を占め、28都道府県の64校（休校3校）に幼稚部、初・中・高級部の4903人が在籍している。制度的な差別や財政難、少子化やニーズの変化により、生徒数はこの10年間で4割近く減った。おおよそ3割が朝鮮籍、6割が韓国国籍で、日本国籍などその他の国籍を持つ児童生徒もいるという。筆者が通っていた1970～80年代は朝鮮籍が8～9割だったように記憶しているが、1971年までの間に朝鮮籍と韓国国籍の比率が逆転し、2020年末現在の在留外国人統計で「韓国」42万6,908人、「朝鮮」2万7,214人であることを考えると、朝鮮学校における朝鮮籍の比率の高さがわかるだろう。

「中年」88人で、合計177人となった（表1）<sup>23</sup>。なお、この2世代となった理由は、スノーボールサンプリング的な手法で対象を確保したためである。

#### 4. 調査の結果

##### 4.1. 「国籍」とその変更 — いつ、どのように？

まず、「国籍」とその変更に関する調査結果を見ていきたい。

回答者の現在の「国籍」は、「韓国」が若年51.7%、中年68.2%、全体59.9%、「朝鮮」が若年41.6%、中年28.4%、全体35.0%、「日本」が若年6.7%、中年3.4%、全体5.1%だった。このように現在の「国籍」については、「韓国」が全体でほぼ6割と多数派になっていることがわかる（表2）<sup>24</sup>。

「国籍」変更の有無については、「変更したことがある」が若年38.2%、中年62.5%、全体50.3%となっている。全体の5割以上が「国籍」変更を経験しており、「中年」では実に6割以上となる（表3）。

このうち「国籍」変更の内容、つまりどの「国籍」からどの「国籍」に変更したのかについては、変更したことがある対象者のうち、「朝鮮」から「韓国」への変更が若年91.2%、中年100.0%、全体96.6%と、ほぼすべてのケースがここに当てはまる。それ以外では、「朝鮮」から「日本」が若年2.9%、中年0.0%、全体1.1%、「韓国」から「日本」が若年8.8%、中年3.6%、全体5.6%であり、日本への帰化は限られた少数のケースしかない。なおその他の国籍への変更はいずれも0.0%である（表4）。

表2 現在の「国籍」

	韓国国籍	朝鮮籍	日本国籍	その他	合計 (n)
若年	51.7%	41.6%	6.7%	0.0%	100.0% (089)
中年	68.2%	28.4%	3.4%	0.0%	100.0% (088)
合計	59.9%	35.0%	5.1%	0.0%	100.0% (177)

23 回答者の男女比は、若年が「男性」34.8%、「女性」64.0%、「回答しない」1.1%、中年が「男性」53.4%、「女性」46.6%、「回答しない」0.0%である。

24 参考までに回答者の在留資格だが、特別永住者が全体で94.4%（それ以外は永住者が1.1%、日本国籍が5.1%）となっていることから、対象者のほぼすべてが植民地時代をルーツとするいわゆる狭義の在日コリアンであり、日本において安定した在留資格を有しているということが確認できる。

表3 「国籍」変更経験の有無

	したことがある	したことがない	合計 (n)
若年	38.2%	61.8%	100.0% (089)
中年	62.5%	37.5%	100.0% (088)
合計	50.3%	49.7%	100.0% (177)

表4 「国籍」変更の内容（変更した人のみ・複数回答）

	朝鮮から 韓国	朝鮮から 日本	朝鮮から その他	韓国から 日本	韓国から その他	その他の 変更	合計 (n)
若年	91.2%	2.9%	0.0%	8.8%	0.0%	0.0%	100.0% (34)
中年	100.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	100.0% (55)
合計	96.6%	1.1%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	100.0% (89)

また「国籍」変更の時期については、「2000年代」が若年58.8%、中年43.6%、全体49.4%と最も多い。次が「2010年代」で若年29.4%、中年30.9%、全体30.3%、その次が「1990年代」で若年8.8%、中年20.0%、全体15.7%となっている。なおもっとも多かった2000年代は、若年世代が幼児～中学生、中年世代がおおよそ30代だった頃となる（表5）。

表5 「国籍」変更の時期（変更した人のみ）

	1960	1970	1980	1990	2000	2010	2020	合計 (n)
若年	0.0%	0.0%	0.0%	8.8%	58.8%	29.4%	2.9%	100.0%(34)
中年	0.0%	0.0%	3.6%	20.0%	43.6%	30.9%	1.8%	100.0%(55)
合計	0.0%	0.0%	2.2%	15.7%	49.4%	30.3%	2.2%	100.0%(89)

以上をまとめてみると、回答者の現在の国籍は「韓国」が過半数であり、また全体の過半数が「国籍」の変更を経験しているが、いずれも若年と中年で若干の世代差があって、中年の方が多い。また変更の内実については、いずれの世代も「2000年代」に「朝鮮」から「韓国」に変更したケースが多数だった。ただし、このように2000年代に集中した変更がトレンドとなって2010年代以降もそのまま増加していったかといえば、必ずしもそうではないように見える。

#### 4.2.「国籍」変更の理由 — 第3国への渡航、目的は観光

次に、「国籍」を変更した経験を持つ人について、その理由を見てみたい（表6、7）。

表6「国籍」変更の理由（変更した人のみ・「若年」 n = 34）

	とても重要だった	やや重要だった	どちらとも言えない	あまり重要でなかった	まったく重要でなかった	合計
韓国への渡航						
（観光目的）	11.8%	26.5%	17.6%	17.6%	26.5%	100.0%
（仕事目的）	0.0%	0.0%	20.6%	35.3%	44.1%	100.0%
（留学目的）	5.9%	0.0%	14.7%	32.4%	47.1%	100.0%
（親族と会うため）	5.9%	5.9%	17.6%	32.4%	38.2%	100.0%
（その他の目的）	2.9%	5.9%	17.6%	29.4%	44.1%	100.0%
韓国以外の国への渡航						
（観光目的）	23.5%	26.5%	14.7%	11.8%	23.5%	100.0%
（仕事目的）	11.8%	5.9%	17.6%	29.4%	35.3%	100.0%
（留学目的）	5.9%	5.9%	20.6%	29.4%	38.2%	100.0%
（親族と会うため）	2.9%	2.9%	20.6%	32.4%	41.2%	100.0%
（その他の目的）	0.0%	5.9%	20.6%	29.4%	44.1%	100.0%
ご自身の結婚	2.9%	8.8%	14.7%	26.5%	47.1%	100.0%
ご自身の子どもの将来	8.8%	11.8%	14.7%	20.6%	44.1%	100.0%
日本国内での就職や仕事	11.8%	14.7%	14.7%	17.6%	41.2%	100.0%
日本国内で不動産取引	2.9%	11.8%	17.6%	23.5%	44.1%	100.0%
日本での日本人との人間関係	2.9%	11.8%	14.7%	29.4%	41.2%	100.0%
日本での差別の忌避	0.0%	8.8%	14.7%	32.4%	44.1%	100.0%
思想信条	0.0%	0.0%	23.5%	32.4%	44.1%	100.0%

表7 「国籍」変更の理由（変更した人のみ・「中年」 n = 55）

	とても重要だった	やや重要だった	どちらとも言えない	あまり重要でなかった	まったく重要でなかった	合計
韓国への渡航						
（観光目的）	16.4%	32.7%	16.4%	20.0%	14.5%	100.0%
（仕事目的）	18.2%	9.1%	16.4%	21.8%	34.5%	100.0%
（留学目的）	0.0%	3.6%	18.2%	23.6%	54.5%	100.0%
（親族と会うため）	10.9%	12.7%	16.4%	23.6%	36.4%	100.0%
（その他の目的）	7.3%	18.2%	21.8%	14.5%	38.2%	100.0%
韓国以外の国への渡航						
（観光目的）	20.0%	45.5%	12.7%	9.1%	12.7%	100.0%
（仕事目的）	16.4%	10.9%	16.4%	20.0%	36.4%	100.0%
（留学目的）	9.1%	12.7%	12.7%	18.2%	47.3%	100.0%
（親族と会うため）	1.8%	3.6%	18.2%	25.5%	50.9%	100.0%
（その他の目的）	3.6%	16.4%	16.4%	21.8%	41.8%	100.0%
ご自身の結婚	1.8%	7.3%	18.2%	21.8%	50.9%	100.0%
ご自身の子どもの将来	41.8%	16.4%	20.0%	3.6%	18.2%	100.0%
日本国内での就職や仕事	12.7%	14.5%	25.5%	18.2%	29.1%	100.0%
日本国内で不動産取引	9.1%	9.1%	25.5%	18.2%	38.2%	100.0%
日本での日本人との人間関係	10.9%	10.9%	27.3%	18.2%	32.7%	100.0%
日本での差別的忌避	9.1%	3.6%	30.9%	18.2%	38.2%	100.0%
思想信条	1.8%	10.9%	41.8%	9.1%	36.4%	100.0%

全体的な傾向として、変更の主な理由は韓国とそれ以外の国も合わせた「海外への渡航」だ。その渡航先は、ルーツのある韓国よりも韓国以外の国の方が多。また韓国でもそれ以外の国であっても、渡航の主な目的は「観光」である。中年世代においては「仕事」目的の渡航も少なくはなく、「韓国」への渡航においては「親族面会」目的もそれなりの割合になっている。

海外への渡航以外には、「日本国内での就職や仕事」も少なくはない。目につくのは、中年世代において「子どもの将来」が「とても重要だった」41.8%、「やや重要だった」16.4%と、突出して多いことだ。

以上をまとめてみると、海外旅行を楽しみ、日本での仕事や生活を大切にしている「普通の生活者」像が浮かびあがってくる。中年世代においてはそこに家族というファクターが加わり、何よりも子どもの将来を案じる親としての姿が見えてくる一方、おそらく一世の祖父母や父母、親戚などの墓や相続などをめぐって韓国の「故郷」における問題処理の必要性が生じてくる最後の世代であるという推測も可能にする<sup>25</sup>。いずれにせよ、「思想信条」や「差別の忌避」といった理由は少ない。

#### 4.3. 「国籍」変更によって変わったこと、変わらないこと

前節までのデータで、回答者の過半数が朝鮮籍から韓国国籍に変更したということ、またその主な理由が日本国外への渡航だったということが明らかになった。ここでは「国籍」の変更とトランスナショナルな移動について、朝鮮籍者と韓国国籍者を比較することでさらに検討してみたい。

まずはトランスナショナルな移動の実態だ。「訪れたことのある国とその目的」を見てみると、朝鮮籍者は、北朝鮮以外の外国に行ったことがない人がかなり多い。一方、韓国国籍者の7割が韓国、5割がアメリカ、8割弱がその他の国など、海外渡航の経験がある。その目的は、前節で明らかにしたように、やはり「観光」が圧倒的に多い(表8、9)。なお、朝鮮籍者、韓国国籍者のいずれにおいても修学旅行で北朝鮮を訪れたことがある回答者が多いのは、朝鮮高級学校と朝鮮大学校が1980年代なかばから修学旅行や研修旅行で訪れるようになったことと関連する<sup>26</sup>。

---

25 中年世代の71.6%は三世だが、二世も26.1%いる。四世は0.0%。なお若年世代も78.7%が三世だが、二世は0.0%で、残りの20.2%が四世。

26 今回の調査では、朝鮮高級学校には若年の89.9%、中年の84.1%、朝鮮大学校

表8 訪れたことのある国とその目的（朝鮮籍の「全体」n=62、複数回答）

	仕事	観光	1年未満 の留学	1年以上 の留学	親族と の面会	修学 旅行	その他	ない	合計
大韓民国	14.5%	24.2%	0.0%	1.6%	6.5%	0.0%	0.0%	61.3%	100.0%
朝鮮民主主義 人民共和国	27.4%	25.8%	24.2%	0.0%	19.4%	72.6%	14.5%	0.0%	100.0%
中華人民共和国	8.1%	14.5%	0.0%	1.6%	0.0%	1.6%	11.3%	64.5%	100.0%
アメリカ合衆国	0.0%	22.6%	1.6%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	75.8%	100.0%
その他の国	3.2%	37.1%	25.8%	1.6%	0.0%	0.0%	4.8%	43.5%	100.0%

表9 訪れたことのある国とその目的（韓国国籍の「全体」n = 106、複数回答）

	仕事	観光	1年未満 の留学	1年以上 の留学	親族と の面会	修学 旅行	その他	ない	合計
大韓民国	19.8%	66.0%	0.9%	0.9%	8.5%	0.0%	0.9%	25.5%	100.0%
朝鮮民主主義 人民共和国	20.8%	29.2%	13.2%	0.9%	12.3%	50.9%	17.0%	10.4%	100.0%
中華人民共和国	17.9%	23.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	2.8%	57.5%	100.0%
アメリカ合衆国	8.5%	48.1%	0.9%	2.8%	1.9%	0.9%	1.9%	46.2%	100.0%
その他の国	15.1%	56.6%	20.8%	1.9%	0.0%	1.9%	3.8%	23.6%	100.0%

次に、「国籍」変更をした回答者の主な動機が海外渡航であって思想信条や差別の忌避ではなかったということをつままえ、アイデンティティの問題との関連を検討するため、愛着の対象や民族団体との付き合いについても比較してみたい。

「地域・集団などへの愛着」では、いずれも生まれ育った地域や在日コリアンへの愛着が強く、韓国に対しては相対的に弱い。またいずれも日本の方が韓国より強い（表10、11）。

「言語・文化などへの愛着」においては、いずれもエスニックなものへの

---

には若年の86.5%、中年の62.5%が在学していた。

表 10 愛着の対象①地域・集団など（朝鮮籍の「全体」n=62）

	非常に感じる	どちらかといえば感じる	どちらともいえない	どちらかといえば感じない	まったく感じない	合計
自分が生まれ育った地域	56.5%	30.6%	6.5%	6.5%	0.0%	100.0%
在日コリアン	82.3%	12.9%	4.8%	0.0%	0.0%	100.0%
日本	24.2%	38.7%	21.0%	11.3%	4.8%	100.0%
大韓民国	14.5%	46.8%	29.0%	03.2%	6.5%	100.0%
朝鮮民主主義人民共和国	53.2%	35.5%	11.3%	0.0%	0.0%	100.0%
統一された祖国	46.8%	29.0%	22.6%	0.0%	1.6%	100.0%

表 11 愛着の対象①地域・集団など（韓国国籍の「全体」n = 106）

	非常に感じる	どちらかといえば感じる	どちらともいえない	どちらかといえば感じない	まったく感じない	合計
自分が生まれ育った地域	50.0%	42.5%	02.8%	3.8%	0.9%	100.0%
在日コリアン	64.2%	24.5%	08.5%	2.8%	0.0%	100.0%
日本	20.8%	53.8%	20.8%	3.8%	0.9%	100.0%
大韓民国	10.4%	52.8%	24.5%	9.4%	2.8%	100.0%
朝鮮民主主義人民共和国	20.8%	43.4%	20.8%	8.5%	6.6%	100.0%
統一された祖国	36.8%	32.1%	22.6%	2.8%	5.7%	100.0%

愛着が強く、現代韓国文化への愛着はそう強くない（表 12、13）。

このように愛着の対象において、朝鮮籍者と韓国籍者の間にそう大きな違いはない。違いがあるとしたら、朝鮮籍者の方が北朝鮮への愛着が強いことだ。これは、朝鮮籍者の過半数が若年層であり、そこには朝鮮総連の専従活動家が2割ほど含まれていること、また朝鮮高校や朝鮮大学校を卒業してからの期間がそう長くないこと、などとの関係が推測される。

表 12 愛着の対象②言語・文化など（朝鮮籍の「全体」n=62）

	非常に感じる	どちらかといえば感じる	どちらともいえない	どちらかといえば感じない	まったく感じない	合計
朝鮮語・韓国語	77.4%	17.7%	3.2%	1.6%	0.0%	100.0%
先祖や民族のルーツ	74.2%	22.6%	1.6%	1.6%	0.0%	100.0%
民族の歴史や伝統	67.7%	27.4%	1.6%	3.2%	0.0%	100.0%
民族的な習慣や食生活	64.5%	29.0%	3.2%	1.6%	1.6%	100.0%
現代の韓国文化	16.1%	33.9%	38.7%	6.5%	4.8%	100.0%

表 13 愛着の対象②言語・文化など（韓国国籍の「全体」n = 106）

	非常に感じる	どちらかといえば感じる	どちらともいえない	どちらかといえば感じない	まったく感じない	合計
朝鮮語・韓国語	61.3%	32.1%	4.7%	0.9%	0.9%	100.0%
先祖や民族のルーツ	51.9%	38.7%	7.5%	1.9%	0.0%	100.0%
民族の歴史や伝統	50.9%	33.0%	14.2%	1.9%	0.0%	100.0%
民族的な習慣や食生活	51.9%	39.6%	08.5%	0.0%	0.0%	100.0%
現代の韓国文化	17.9%	39.6%	29.2%	10.4%	2.8%	100.0%

民族団体との付き合いについてだが、前述したように朝鮮籍者には、その過半数を占める若年層の場合、朝鮮総連の専従活動家が2割ほど含まれており、朝鮮総連系団体との付き合いが多いのは当然のことだと言えるだろう。だが韓国国籍者においても、朝鮮学校の卒業生たちだけあって、朝鮮総連系団体との付き合いがある程度ある一方で、韓国民団系の団体との付き合いはほとんどないことがわかる（表 14、15）。

以上をまとめると、愛着の対象や民族団体との付き合いにおいて、「国籍」との相関は低い。つまり、「国籍」変更とエスニック・アイデンティティや思想信条の変化に、一般的に思われているほどの強い関係はないように見える。いわば、「国籍」変更によって大きく変わったのは移動の自由を手にしたという事実であって、回答者自身のアイデンティティや思想信条が

大きく変わったというわけではない。つまり、「国籍」変更をした回答者たちにとって、「国籍」は道具的なものだったと言っているのではないだろうか。

表 14 民族団体との付き合い（朝鮮籍の「全体」 n=62）

	たぐさ んある	ある程 度ある	どちら ともい えない	あまり ない	まった くない	合計
総連系団体（商工会・金融機関以外）	62.9%	24.2%	0.0%	6.5%	6.5%	100.0%
総連系商工会	24.2%	33.9%	11.3%	16.1%	14.5%	100.0%
総連系民族金融機関	40.3%	32.3%	4.8%	12.9%	9.7%	100.0%
朝鮮学校	64.5%	17.7%	8.1%	6.5%	3.2%	100.0%
民団系団体（商工会・金融機関以外）	1.6%	3.2%	1.6%	12.9%	80.6%	100.0%
民団系商工会	0.0%	0.0%	3.2%	12.9%	83.9%	100.0%
民団系民族金融機関	0.0%	0.0%	4.8%	11.3%	83.9%	100.0%
韓国学校	0.0%	0.0%	3.2%	14.5%	82.3%	100.0%

表 15 民族団体との付き合い（韓国国籍の「全体」 n = 106）

	たぐさ んある	ある程 度ある	どちら ともい えない	あまり ない	まった くない	合計
総連系団体（商工会・金融機関以外）	28.3%	32.1%	11.3%	15.1%	13.2%	100.0%
総連系商工会	18.9%	21.7%	12.3%	15.1%	32.1%	100.0%
総連系民族金融機関	18.9%	36.8%	6.6%	13.2%	24.5%	100.0%
朝鮮学校	32.1%	23.6%	11.3%	15.1%	17.9%	100.0%
民団系団体（商工会・金融機関以外）	0.9%	2.8%	6.6%	20.8%	68.9%	100.0%
民団系商工会	0.0%	0.0%	3.8%	22.6%	73.6%	100.0%
民団系民族金融機関	0.0%	3.8%	3.8%	20.8%	71.7%	100.0%
韓国学校	0.9%	1.9%	6.6%	19.8%	70.8%	100.0%

一方これらのデータからは、朝鮮学校卒業生であり、「国籍」変更の際に日本ではなく韓国を選んだ回答者といえども、だからといっていわゆる「本国籍志向」なわけではなく、生まれ育った地域や在日コリアンへの愛着が強い、同胞志向、ホスト国志向のごく一般的な在日コリアン像が浮かびあがる。それは、「国籍」を変更していない朝鮮籍の回答者たちにおいても同様だ。

## 5. おわりに ― 分析と議論

### 5.1. 2000年代という時代背景

とくに2000年代に増加したとされる朝鮮籍在日コリアンによる韓国国籍取得の主な動機は、俗に言われているような思想信条やアイデンティティの問題ではなく、移動、しかもルーツのある韓国以上に第3国への移動を求めているものだったのではないかと、というのが本論における仮説だった。

今回の調査によって、在日コリアンの中で朝鮮籍から韓国国籍への変更は一般化された出来事であり、変更が集中したのが2000年代であったという事実を確認することができた。また若干の世代差はあるものの、その主な理由は日本国外への渡航であり、またその主な目的は観光、さらにその主な行先は韓国よりも第3国であったことがわかった。このように、「国籍」変更の理由が一般的に言われているような思想信条やアイデンティティの問題ではなく、よりプラグマティックな移動の自由と関係しているということは、実際の海外渡航の現状や愛着の対象、民族団体との付き合いといったデータからも確認された。調査によって、仮説はおおむね検証されたと言っていだろう。

では、「国籍」変更が集中した2000年代に、いったい何があったのだろうか。

韓国では1998年の政権交代により軍事独裁政権時代から民主化運動の中心的存在であった金大中氏が大統領に就任し、初の進歩派政権の時代が幕を明けた。2000年には、北朝鮮に対する「太陽政策」を推進した金大中大統領と金正日総書記による初の南北首脳会談が開かれた。2003年の大統領選では同じく進歩派の盧武鉉大統領が当選したが、要は韓国において2000年代は、1987年から始まった民主化が定着していった時期だと言える。こうしたなか、朝鮮籍の在日コリアンが韓国に入国することも比較的容易になった。

また2002年にサッカーの世界カップが日韓共催で行われ、2003年に

はテレビドラマ『冬のソナタ』の大ヒットをきっかけに第1次韓流ブームが起き、日本における韓国のイメージが大きく変わった。存在感が増したことの反動としての嫌韓ムーブメントもあり、それは現在も、第3次とも第4次とも言われる韓流ブームと同時並行的に続いてはいるものの、2000年代以降、経済的にも成長を遂げた韓国の姿が、日本から見てぐっと身近な存在になったことは間違いない。

一方でサッカー・ワールドカップ日韓共催と同じ2002年には当時の金正日総書記と小泉純一郎首相による日朝首脳会談も行われ、北朝鮮が拉致問題を正式に認めた。これにより日本で、また在日コリアンの間で、1980～90年代には陰りを見せていた北朝鮮のイメージや威信、また朝鮮総連の影響力と求心力もさらに低下した。そうしたなかで在日コリアンも二世から三世が中心の時代となり、朝鮮学校の卒業生の間でも平均的な日本人とそう変わらない生活水準、ライフスタイルが一般化していった<sup>27</sup>。

## 5.2. 「国籍選択／非選択」と移動権が直結する理不尽さ

調査で明らかになったように、「国籍」変更の直接的な動機は政治的な思想信条やアイデンティティの問題ではなく、主に国境を越えるトランスナショナルな移動だった。しかもその目的は韓国以上に諸外国への観光旅行など、生活者ニーズに沿ったものだった。つまり2000年代、前節で述べたような政治的・社会的な変化を背景に、朝鮮総連コミュニティを中心とする朝鮮学校卒業生の間でも韓国国籍取得へのハードルが下がり、生活のために道具的な選択が可能で、「普通」のことになっていったといった実態が浮かびあがってくる。

このように、在日コリアンの「国籍」選択において、とくに地政学的な環境要因（冷戦構造と南北分断）が大きいのは事実だろう。ただしそれはあくまで背景であって思想信条やアイデンティティの問題に直結するわけではなく、かつてなら安定した在留資格、現在では国境を越える移動の自由といった、生活に密着したより実利的な選択として表れる。しかもこれらはいずれも、基本的な人権にかかわるニーズだ。在日コリアンはこのような基本的な人権にかかわるニーズを満たすために、「国籍」の変更という重大な選択を

---

27 今回の調査でも、職業で最も多かったのは正規雇用で若年 38.2%、中年 31.8% だった。また世帯年収の最多は 300～600 万円未満で、若年 26.1%、中年 35.2%。

迫られるのだ。

女性移住ケア労働者、国際養子縁組、グローバル・エリートなどを事例に、国際移動の構造と多様な動態を分析した柄谷は、「移動性を使いこなす能力こそが、シティズンシップ－定住－安全の紐帯のほころびに直面する私たちにとって、最も重要な力、つまり『資源』となる」と指摘したが<sup>28</sup>、本論の事例は、「資源化する移動性」を使いこなそうとする営為だと言うこともできるかもしれない。

とはいえ一方で、今回の調査の対象となった朝鮮学校卒業生の場合、日本国籍への帰化は少ない。愛着の対象などの結果を見ても、エスニック・アイデンティティ（だがそれは、いわゆる「本国志向」的なものではない）と実利をいわば「両立」させているような対象者たちの姿が見えてくる。この点においては、排他的で同化主義的な日本社会の状況も無視することはできないだろう。

では今後もこのような傾向がそのまま続くのだろうか。もちろん、一世の減少とともに朝鮮籍者が減少していくことは間違いないが、今回のデータを見る限り必ずしもそうとは言い切れないように思う。若年世代においても中年世代においても韓国国籍の取得は2000年代に集中していた。当時、若年は幼児～中学生で、中年はおおよそ30代だった。それに比べて2010年代における取得は少ない。こちらは若年が中学生～20代前半、中年はおおよそ40代だった頃と重なる。

ここから推測できるのは、2000年代には世代の違いにかかわらず時代要因が働いたということであり、今回の調査で30歳前後にあたる若年世代の4割を占める朝鮮籍者の多くがこの後、30代、40代と歳を重ねていくなかで「国籍」をどうするのかは、未知数と言えるだろう。つまり、プラグマティックな動機で変更する層の多くはもうすでに変更してしまっていて、今後もおそらく、たとえ少数であっても「変更しない人々」、つまり朝鮮籍者が一定程度は存在し続けるという予測も成立しうるのではないだろうか。

だが「変更した人々」、つまり「国籍選択／非選択」において「選択した側」の動機について明らかにした本論では、「変更しない人々」、つまり「選択しない側」の動機については明らかにしていない。これについては今後の課題としたいとしつつも、ここで重要なのは本論が、「選択した側」の動

---

28 柄谷, 前掲書, p.28.

機を、それも量的なデータを通じて明らかにすることで、「選択しない側」にとって何が最大の不利益になっているのかを可視化したということだろう。「トランスナショナルな移動権」という視角から朝鮮学校卒業生の『『国籍選択／非選択』の動機』を量的調査によって検討した本論の、おそらく最大の意義はここにある。本論はまたこの作業を通じ、朝鮮学校卒業生のアイデンティティのあり方をめぐるリアリティの一端を示したという意味でも、貴重な知見だと言えるだろう。

第2章でも言及したように、移動の不自由という不利益を甘受しつつあえて国籍を選択しない朝鮮籍の人々についての主に質的なインタビュー調査による先行研究は存在し、ルポやインタビュー記事なども少なくない。個人個人の具体的な経験は様々だが、当事者たちは思想信条やアイデンティティとも絡んだ個人の生き方の問題として朝鮮籍について語っている<sup>29</sup>。もちろんこれらは重要だが、問われるべきはかれらの方なのだろうか。

本論が示しているのは、かれらにとっての「国籍選択／非選択」が、移動という人として不可欠な権利と直結しているということの理不尽さであり、真に問われるべきは、その理不尽さを強いている状況の方なのではないだろうか。

### 5.3. シティズンシップとトランスナショナルな移動権

今回の調査により、朝鮮学校を卒業した在日コリアンの間で朝鮮籍から韓国国籍への変更は一般化された出来事であり、その主な動機がトランスナショナルな移動であることが確認できた。現在、国内における安定した在留資格を持っていても国際移動のために「国籍」を変更しているのだとした

---

29 筆者自身はかつてこんなことを書いたことがある。「さて、私は『朝鮮籍』である。内心を明らかにするのは個人的な趣味ではないが、『ここで排除されながら、ここに閉じ込められている』状態に甘んじているのはなぜだろう。曲がったことが嫌いな江戸っ子だから、というのはなかば冗談だが（とはいえ私は東京生まれ東京育ちだ）、納得できないことはできない性質だから、がおそらく正解だろう」（韓東賢、2016年3月7日、Yahoo! ニュース個人「『朝鮮・韓国籍』分離集計の狙いとは？——3月公表の2015年末在留外国人統計から」より。2022年3月14日取得、<https://news.yahoo.co.jp/byline/hantonghyon/20160307-00055137>)。

ら<sup>30</sup>、トランスナショナルな移動権こそが、国籍というメンバーシップの契約によって付与されるシティズンシップの核だということを示す重要な事例だと言うことができるだろう。

国籍によって付与される権利の核が移動権なのだとしたら、血統主義の国籍法のもと、「移動してきた境界的な存在」が世代を超えて「再移動のリスク」を背負い続けることは、重い足かせに見えてくる。また移動権とかかわる身分保証、つまりパスポートと引き換えに、帰属意識や忠誠をネイションステイトが要求しているのだとしたら、その是非や個人々の主観的な認識如何はさておき、移動権がネイションとしての帰属やアイデンティティの源たりうるのだろうかという疑問もわく。

柄谷は、人々の移動と再移動を前提に、また移動性が資源化するなか、シティズンシップ概念は変容を迫られているとして、次のように指摘する。

今なお私たちはどこかの国の成員でいなければならない。ただし、どれだけ移動性を使いこなすことができるか、またどれだけ移動性に適応できるかによって、シティズンシップに縛られることなく安全な日常を享受できる可能性が広がっていく<sup>31</sup>。

移動の時代においても、私たちの安全な日常の基盤が、国家と成員の関係にあることはかわらない。ただし、もはやそれだけでは不十分であるということ、私たちはいつまでも無視し続けるのか。移動が危機であり、とどまることが平常であるという幻想を私たちが捨てた後、国家と成員の関係を再構築する試みに正面から取り組むことができるはずである<sup>32</sup>。

在日コリアンの「国籍」変更を事例に、トランスナショナルな移動をめぐる当事者のリアリティの一端を明らかにした本論もまた、移動と再移動を前

---

30 回答者の在留資格は注24参照。

31 柄谷、前掲書、p.14。

32 同上、p.183。一主権国家の領域内での定住とそこでの安全を念頭においたシティズンシップ論の限界を指摘し、移動を前提にしたシティズンシップ論の再構築を主張する柄谷の議論に、筆者は大きな刺激を受けた。

提にシティズンシップ論を再構築していく必要性を強く提起する。

本論の事例は、「移動してきた境界的存在」のトランスナショナルな「(再)移動」だったが、生存をめぐる様々な要因や動機により、トランスナショナルな移動や再移動はもちろん、移動し続けるような生活も一般化しつつあるのが現状だ。移動が一般化、多様化する状況は、その資源化による不均衡なたちでの階層化をともしつつ進んでいる。

また本論の対象となった在日コリアンの場合、その存在を生み出すことになったかつての移動は、当時の大日本帝国による植民地支配に起因するが、世界各地で今なお続く帝国主義、植民地主義的な支配や排除、紛争のもと、故郷を追われ、生活の場を求め移動を余儀なくされる難民も増え続けている。

一方で、はからずも一昨年来の新型コロナウイルスの世界的流行と各国の対応によって、トランスナショナルな移動はさらに複雑化する様相を見せている。課題はまだ多い。

## 文献

Brubaker, Rogers, 2011, “Transborder Membership Politics in Germany and Korea,” *European Journal of Sociology* 52(1)(2011):21-75(co-authored with Jaeun Kim) (= 2016, 「第4章 ドイツと朝鮮における越境的メンバーシップの政治 — 国境外の民族同胞問題の再構成」佐藤成基・高橋誠一・岩城邦義・吉田公記編訳『グローバル化する世界と「帰属の政治」— 移民・シティズンシップ・国民国家』明石書店, pp.117-199.)

——, 1992, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Cambridge, MA : Harvard University Press. (= 2005, 佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション — 国籍形成の比較歴史社会学』明石書店.)

조경희, 2015 「한일협정 이후 제일 조선인의 국적과 분단정치」『역사문제연구』 제 34 호, pp.11-40.

Hammar, Tomas, 1994. *Democracy and the Nation State* (Research in Ethnic Relations Series), Routledge. (=1999, 近藤敦訳『永住市民と国民国家 — 定住外国人の政治参加』明石書店.)

韓榮惠, 2011 「在韓在日朝鮮人：本国との新しい関係 — “朝鮮” から “韓

国”に“国籍変更”した在日3世を中心に」『移民政策研究』第3号，pp.123-139.

Joppke, Christain, 2010, *Citizenship and Immigration*, Cambridge: Polity Press. (= 2013, 遠藤乾他訳『軽いシティズンシップ：市民、外国人、リベラリズムのゆくえ』岩波書店.)

柏崎千佳子, 2019 「シティズンシップの相対化と日本の外国人・移民統合政策」『共生社会の再構築 I シティズンシップをめぐる包摂と分断』法律文化社, pp.159-170.

柄谷利恵子, 2016 『移動と生存 — 国境を越える人々の政治学』岩波書店.

金英達, 1992 『日朝国交樹立と在日朝鮮人の国籍』明石書店.

李里花編著, 2021 『朝鮮籍とは何か — トランスナショナルの視点から』明石書店.

Marshall, T.H. and Bottomore, Tom, 1992, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press. (= 1993, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級 — 近現代を総括するマニフェスト』法律文化社.)

佐々木てる, 2014 「在日コリアンとシティズンシップ — 権利と国籍を中心に」『移民政策研究』第6号, pp.44-57.

Torpey, John, 2000, *The Invention of Passport: Surveillance, Citizenship and the State*, Cambridge: Cambridge University Press. (= 2008, 藤川隆男監訳『パスポートの発明 — 監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局.)

## ■ 謝辞

本研究はJSPS 科研費 19K02053 「在日コリアンの『移動権』から見た新たなシティズンシップ研究の構築」(研究代表者：筆者)の助成を受けたものである。すべての調査協力者と、調査をともに実施した研究分担者の曹慶鎬、明戸隆浩の両氏に感謝します。

# Transnational Movement Rights and the "Nationality" of Zainichi Korean: From the Survey for Korean School Graduates

HAN, Tong-hyon

## [Abstract]

This paper focuses on Zainichi Korean (Koreans in Japan) who are in the status of “Chosen-seki” under the residence management system in Japan, and examines their motivation for “(not) choosing their nationality” from the perspective of “transnational movement rights.” For “Chosen-seki” Zainichi Korean, who have virtually no nationality, their movement across borders is extremely difficult. Under these circumstances, the acquisition of Korean nationality by “Chosen-seki” Zainichi Korean is said to have increased in the 2000s. The hypothesis of this paper is that the reason for the acquisition of Korean nationality is not related to ideological beliefs or identity issues, as is commonly said, but movement across borders (in considerable number of cases to a third country rather than South Korea where most of them have their roots). In order to verify this hypothesis, I approached those who changed from “Chosen-seki” to Korean nationality since the 1980s when movement across borders began to be popular in Japanese society, and conducted a quantitative survey using a questionnaire for Korean school graduates, a high proportion of whom are thought to have / have had “Chosen-seki”.

This survey confirmed that the change from “Chosen-seki” to Korean nationality was popular among Zainichi Korean, and this change was concentrated in the 2000s. It was also found that, although there are some generational differences, the main reason for the change is movement across borders (in considerable number of cases to a third country rather than South Korea), and the main purpose is sightseeing. It follows that the reason for the change of “nationality” (acquisition of Korean nationality) is not related to ideological beliefs or identity issues, but to the more pragmatic freedom of movement. In addition, this survey reveals Korean school graduates value their origin and community while treating their nationality

as a tool pragmatically. These results show that the core of the substantial aspect of citizenship is transnational movement rights, and such aspect of citizenship as rights and obligations was still inseparable from the formal aspect of citizenship as “nationality”, which have been said to be fluctuated and relativized in recent years.

**[Keywords]**

transnational, movement, nationality, citizenship, Zainichi Korean(Koreans in Japan), Chosen-seki, Korean School in Japan